

# 令和7年度岡山県相談支援従事者研修実施事業業務委託仕様書

## 1 事業の名称

令和7年度岡山県相談支援従事者研修実施事業

## 2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 委託上限額

2,384,000円(税込)

## 4 研修の種類

- (1) 相談支援従事者初任者研修
- (2) 相談支援従事者現任研修

## 5 研修カリキュラム、研修の実施方法

- ・「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日付け、障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の標準カリキュラム以上の内容とし、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施すること。
- ・講義単独の部分はオンデマンド(動画)配信とすること。(下記6「研修の定員・日程」参照)
- ・演習の実施に当たっては、国の指導者養成研修での手法に準じ、効果的な指導が行える体制とすること。

## 6 研修の定員・日程

	研修の種類	定員	日数・時間
(1)	相談支援従事者初任者研修 区分Ⅰ	120人	・講義11時間オンデマンド(動画)配信 ・演習5日間×2日程(各60人) ・インターバル実習(演習2日目と3日目の間、演習3日目と4日目の間に各1回)
	相談支援従事者初任者研修 区分Ⅱ(講義部分のみ)(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け)	300人	・講義11時間オンデマンド(動画)配信 (区分Ⅰの講義部分と同じ内容)
(2)	相談支援従事者現任研修	80人	・講義7時間オンデマンド(動画)配信 ・演習3日間 ・インターバル実習(演習1日目と2日目の間、演習2日目と3日目の間に各1回)

※ 定員については必要に応じて県と受託者との協議により変更できるものとする。

## 7 業務の内容

### (1) カリキュラムに基づく、研修の事前準備、実施及び運営に関すること

#### ①事前準備

- ・効果的な研修カリキュラム及び研修方法の企画
- ・研修会場等の決定、借上（県有施設以外）
- ・講師、演習指導者等の選定及び依頼、連絡調整
- ・受講申込書の取りまとめ、受講決定及び通知に関する一連の事項
- ・関係機関との打ち合わせ会議の開催
- ・助言者等で構成する実行委員会の開催
- ・研修教材の選定、購入、作成等
- ・必要機材、物品等の準備
- ・受講決定者から提出される事前課題の受付

#### ②研修の実施、運営

- ・会場の設営等
- ・当日の受付、講師等の対応
- ・司会進行等研修の運営、カリキュラムに基づく研修実施
- ・県が作成した修了証書、受講証明書の交付
- ・会場等の片付け
- ・実習機関との連絡及び調整

### (2) 研修にかかる経費支出及び収入に関すること

- ・受講者負担の徴収に関する事項（領収書作成を含む。）
- ・謝金及び旅費、その他必要な経費の支払い
- ・源泉徴収票の作成・交付

### (3) 研修終了後の報告

- ・修了者名簿及び実績報告書等（記録写真を含む）の作成、提出

### (4) その他の事項

上記（1）～（3）に定めるもののほか、県が行う次の事項を除いたもの

- ・研修会場等の借上（県有施設）
- ・開催要領及び申込書に記載する必須事項の決定、ひな形の提示
- ・送付先の指示
- ・郵送以外の方法による研修内容の周知
- ・受講者選考方法の指示
- ・関係資料等の提示及び必要な助言
- ・修了証書、受講証明書の作成
- ・修了者名簿の管理
- ・実習における市町村及び協議会との調整

### (5) 留意点

- ・研修は、本仕様書その他、国の研修実施要綱によるものとする。

## 8 受講者負担

教材費等の実費（資料印刷実費相当分を含む。）は受講者負担とすること。

教材費等の実費相当分として徴収する額は、次のとおりとする。

（１）相談支援従事者初任者研修 区分Ⅰ	27,500円（税込）
相談支援従事者初任者研修 区分Ⅱ	11,000円（税込）
（２）相談支援従事者現任研修	15,400円（税込）

なお、徴収した受講者負担は、原則、教材費等に充てることとし、充てて、なお余りが出る場合は、県と協議のうえ、当該研修の運営に必要な経費に充当して差し支えない。

## 9 事業執行計画書の提出等

契約締結後、速やかに事業執行計画書を作成し、県に提出すること。

また、各事業の進め方・手法等については、計画段階から県と調整、協議すること。

## 10 委託料の支払方法

原則、委託事業の完了後に提出する、事業実績報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

## 11 その他

- ・本事業の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議の上で決定するものとする。